

第4回市街地における自動二輪車等の駐車スペース確保に係る関係省庁連絡会議 説明資料

都市局 街路交通施設課
令和8年9月

1. 関係省庁連絡会議設置の趣旨とこれまでの経緯



- 関係行政機関相互の連携の下、路外駐車場をはじめとした市街地における一般公共の用に供する自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）のための駐車スペースの確保に関する施策の実施の推進に資することを目的として、自動二輪車等の駐車スペース確保に係る関係省庁連絡会議を設置。

市街地における自動二輪車等の駐車スペース確保に係る関係省庁連絡会議

構成員

議長 国土交通省都市局街路交通施設課長
構成員 警察庁交通局交通規制課長
経済産業省製造産業局自動車課長
国土交通省道路局路政課長
国土交通省道路局参事官（自転車活用推進）

開催状況

第1回 令和7年5月12日 関係省庁の取組状況等
第2回 令和7年12月13日 WGにおけるヒアリング結果等の共有等
第3回 令和8年3月24日 第4回WGヒアリング、東京都特別区との意見交換結果等の報告等

市街地における自動二輪車等の駐車スペース確保に係る関係省庁連絡会議 WG

※ ワーキンググループは、議長が必要があると認めるときに設置。結果を適宜、連絡会議に報告。

構成員 議長の指名する者（関係課補佐級）

開催状況

第1回 令和7年6月4日 関係団体ヒアリング
（日本自動車工業会、自動二輪車普及安全協会、全国オートバイ共同組合連合会）
第2回 令和7年10月9日 駐車場事業者ヒアリング
第3回 令和7年11月12日 地方公共団体ヒアリング
第4回 令和8年1月7日 関係団体ヒアリング
（日本自動車工業会、自動二輪車普及安全協会、全国オートバイ共同組合連合会）

国土交通省における自動二輪車駐車場確保の取組

平成18年の違法駐車対策の強化を図る道路交通法改正に併せ、自動二輪車の駐停車の取り締まりも強化され、自動二輪車の駐車スペース確保が課題に。

○ 平成18年以降、国土交通省では、地方公共団体に対する**技術的助言**や、駐車場整備への**財政的な支援**等により、地域の実情に応じた自動二輪車の駐車施設の確保を推進。

これまでの主な取組

- **駐車場整備の計画的な推進**
 - 平成18年に**駐車場法**を改正。自動二輪車を対象に追加し、都市計画駐車場などの計画的な整備を推進。
- **附置義務条例による駐車施設設置の促進**
 - 平成18年に地方公共団体が定める附置義務条例のひな形となる**標準駐車場条例**を改正し、自動二輪車を対象化
- **駐輪場を活用した駐車施設確保の促進**
 - 平成22年に**駐輪場**で自動二輪を受け入れるための取組推進を図るよう通知
- **余剰駐車マスの自動二輪車への転用の促進**
 - 平成30年に**余剰駐車マスの自動二輪車への転用**等含め、自動二輪車の駐車対策を図るよう通知
 - 令和7年3月に**標準駐車場条例**を改正し、駐車マスに余剰が生じた場合に**自動二輪車等に転用**できる旨を規定

附置義務条例

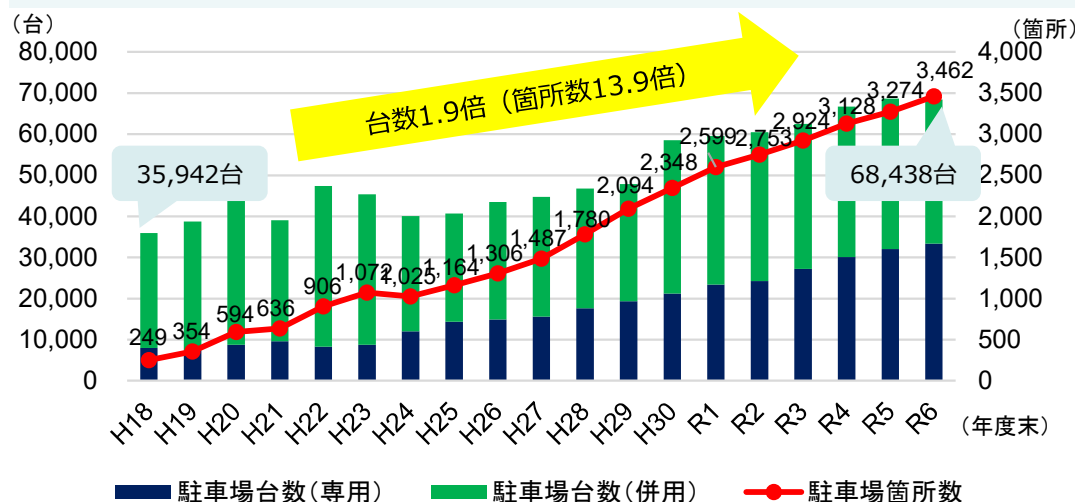
○ 地方公共団体が定める条例で、商業地域などで一定規模以上の建築物を建築する際に、建築事業者に駐車施設の設置を義務づけるもの（全国194の地方公共団体で策定済み）

予算による支援

- 駐車場、駐輪場の**整備・改良**に対して**社会資本整備総合交付金**等により支援

【参考】駐車場法改正（H18）後の自動二輪車駐車場整備状況

※ 自転車等駐車場での受入や届出対象外駐車場（一定規模以下）は含まない



- 注1 駐車場の箇所数及び台数は、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設、路上駐車場の合計値。
- 注2 専用は、自動二輪車のみが駐車可能なスペース。
- 注3 併用は、自動二輪車及び自動車（四輪車）がともに駐車可能なスペース。

自動二輪車駐車場の地域別の状況

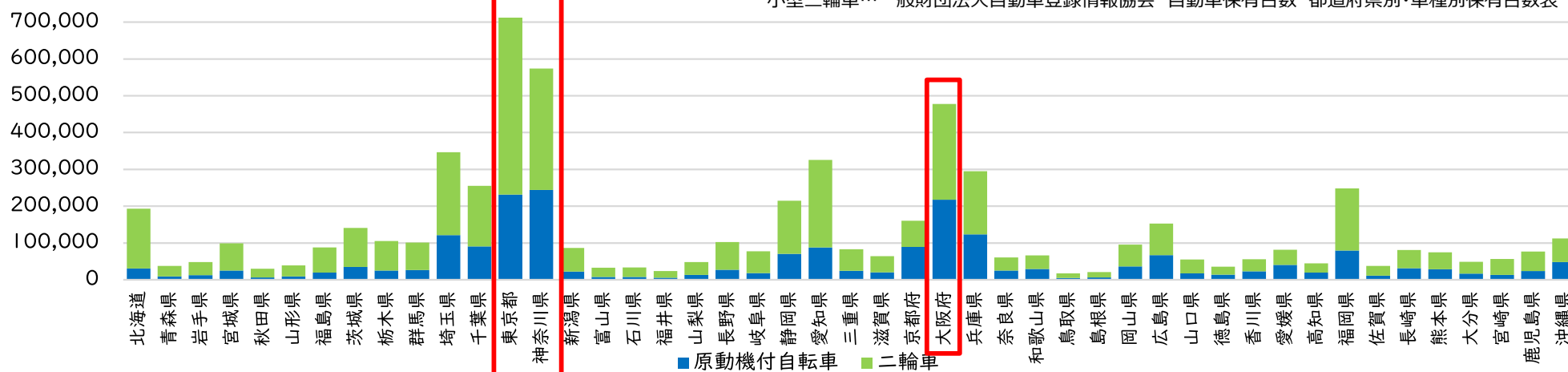
- 保有台数は、東京都 73 万台、神奈川県 57 万台、大阪府 47 万台と大都市で特に多くなっている。
- 自動二輪駐車場を保有台数比率で見ると、地域によっては保有台数に見合った整備がされていない。

都道府県別の自動二輪車保有台数

※自動二輪車保有台数は、第二種原動機付自転車と軽二輪車及び小型二輪車を足して算出

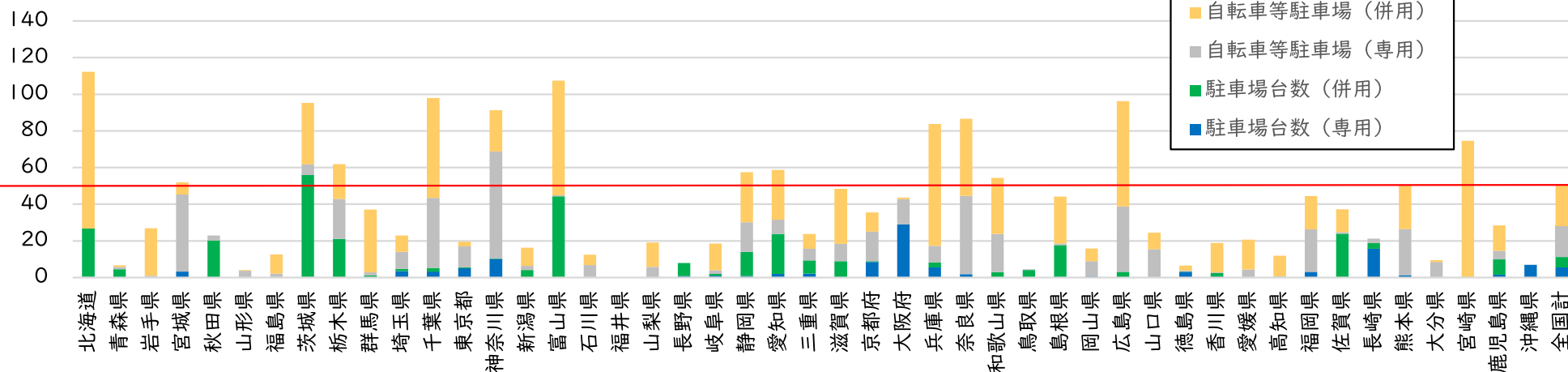
出典：原付二種…総務省 令和7年度 市町村税課税状況等の調 第21表 令和7年度軽自動車税（種別割）に関する調

小型二輪車…一般財団法人自動車登録情報協会 自動車保有台数 都道府県別・車種別保有台数表 令和7年3月末



自動二輪車保有台数1,000台あたり駐車スペース台数

出典：駐車スペース台数…自動車駐車場年報 令和7年度版（2025年）



注1 駐車スペース台数は、駐車場（都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設、路上駐車場）の台数及び自転車等駐車場での受入れ台数の合計値。

注2 専用は、自動二輪車のみが駐車可能なスペース。併用は、自動二輪車及び自動車（四輪車）がともに駐車可能なスペース。

注3 自転車等駐車場での受入れ台数については、125cc以下限定の受入れ台数も含む。

①地方公共団体との個別意見交換の継続的实施

- 政令指定都市等に範囲を広げながら個別意見交換を継続的に開催する。

②即地的かつ定量的な自動二輪駐車需要の把握手法の整理

- 自動二輪関係団体と協力し、ユーザーの認識、自動二輪駐車施設の利用状況等をもとに、ポイントを絞って可能な範囲で即地的かつ定量的な駐車需要の把握手法を整理し、地方公共団体における施策の強化に活用。

③取組施策等にかかる事例集の作成

- 自動二輪関係団体とも協力しながら、個別意見交換等の成果も活用し、各自治体が行っている施策の概要をとりまとめた事例集を作成、順次その充実を図る。

2. 今年度の対応方針について

第3回連絡会議で示された今後の対応方針

①地方公共団体との個別意見交換の継続的实施 **今回報告対象**

- 自動二輪駐車場の確保に関する課題を把握するため、二輪車駐車場に関する附置義務の設定がされていない地方公共団体を対象にヒアリングを実施。
- 特別区の他に自動二輪保有台数が多いとされる**政令市**を対象として追加。

②即地的かつ定量的な自動二輪駐車需要の整理

- 自動二輪車の駐車実態を把握している**地方公共団体・業界団体等**にヒアリングを実施し、実施手法を整理。
- ヒアリング等で得られた知見をもとに、**定量的な需要を地方公共団体が把握するための手法を検討。**

③取組施策等にかかる事例集の作成

- これまでのヒアリングやアンケートを元に二輪駐車場確保のために地方公共団体に参考となる事例集を作成。
- 事例集に載せる施策の案は以下の通り。
 - 1. 駐車場法による附置義務制度
 - 2. 駐車場法によらない形での設置基準の制定
 - 3. 開発指導による確保
 - 4. 地域ルールによる確保
 - 5. 四輪駐車場の余剰等の振替

今回報告対象

3. 地方公共団体との意見交換結果概要 (東京都特別区・政令市)

概要

- ・自動二輪の附置義務条例が制定されていない都内特別区及び政令市を対象に、自動二輪施策に関するヒアリングを実施

対象団体

- 都内特別区 5 団体（何れも東京都同席）※対面実施
- 政令市 5 団体 ※Web実施

実施時期

- 都内特別区 4 団体：令和8年2月～3月（前回会議報告事項）
- 都内特別区 1 団体及び政令市 5 団体：令和8年 6 月

意見交換テーマ

- 自動二輪車駐車需要に関する各区の現状認識
- 自動二輪駐車環境確保のための現行の取組
- 区市による附置義務条例制定の可能性について 等

- 各区とも区営駐車場の整備や大規模開発行為等における、開発指導条例・要綱、東京都駐車場条例地域ルール等による誘導に取り組んでおり、特に大規模開発行為では一定程度の駐車スペースが確保されているとの認識。
- 潜在的需要の把握については、いずれの区も客観的に具体的な不足箇所を把握可能な統計的根拠が不足しているという認識。
- 他の地方公共団体における取組施策が分かれば参考となるとの意見も。

	令和8年2～3月実施				令和8年6月実施
	A区	B区	C区	D区	E区
不足認識	なし（改善済）	あり（駅周辺）	限定的（局所的な通勤需要への不足）	あり（駅周辺等）	なし（改善済）
既存制度等による確保	・開発指導による確保 ・区営駐輪場への原動機付自転車（新基準含む）の受入	・都駐車場条例地域ルール（特例）適用による地域貢献策として整備を誘導・促進 ・駅前用地の暫定利用として事業者への貸付により自動二輪駐車場を整備中	・開発条例にて「優先して取り組むべき事項」として自動二輪車駐車場整備を規定	・公共駐車場での受入（自動二輪含む） ・要望等により把握した不足箇所に対し、幹線道路の中央分離帯活用等により適宜整備。 （駅前の再開発等では一定の整備・確保が進んでいる認識）	・区主導で10箇所の自動二輪駐車場を整備 ・開発協議の際に計画にない場合は整備を要請しているが、予め自主的な整備がされている場合が多い
その他意見・今後の検討事項等	・要綱見直し等による開発協議による指導強化は前向きに検討したい ・過去の開発指導で整備された四輪駐車場は余剰が生じている場所もあり、自走式の場合は自動二輪への転用も考えられる。	・過去に附置義務化と地域ルール誘導策による整備の比較検討を行ったが、小規模開発が多い立地では附置義務化により小規模施設が点在するデメリットがあり地域ルールによる確保が優位と判断。	・他の自治体の取組など事例集・需要に関するデータ等があれば開発事業者への働きかけに有効。	・区域内の土地は高度利用されており用地確保が困難なため、公開空地のデッドスペース活用による確保等について検討の余地。	・自動二輪駐車場は地上にある方がよいと考えているが、適地の確保が課題 ・需要を定量的に把握できるデータがあれば、駐車場を整備する必要性の高い地域や場所を把握することができる

- 局所的に不足を感じている政令市はあるが、東京都特別区と比べて不足認識は限定的。
- 附置義務条例制定の意義を感じている自治体もあったが、**客観的に具体的な不足箇所を把握可能な統計的根拠が不足しており、詳細の検討を進める上での課題となっている可能性。**
- 附置義務を制定している**他の地方公共団体の制定背景や課題が分かれば参考となる**との意見も。

	令和8年6月実施				
	ア市	イ市	ウ市	エ市	オ市
不足認識	なし（以前より不足なし）	なし（以前より不足なし）	なし（以前より不足なし）	限定的（局所的に不足の可能性あり）	限定的（一部の駅周辺で不足）
既存制度等による確保	・路外駐車場申請等の際に自動二輪駐車場の整備を要請 ・駐車場リストをHPで公開し、利用促進を実施	・市営駐車場拡張により、駅周辺の駐車場の供給を維持	・市営駐車場において需要調査を行い、必要となる量の駐車場を整備 ・市営駐車場の再整備時に自転車と区画を分離し、実質的な供給量を確保	・駐車場条例（四輪車を対象）で自動二輪駐車場の整備により附置義務の緩和ができる規定を設けている ・駐車場リストをHPで公開し、利用促進を実施	・市営駐車場における受け入れを実施
その他意見・今後の検討事項等	・附置義務制定は路上駐車対策には有効と考えている一方、事業者に附置を強いることになるため導入には慎重	・四輪駐車場に自動二輪が停まっているような平場商業施設では、自動二輪車の需要が高いことも考えられ、需要把握に関心がある	・駅周辺より少し離れた生活買い回り施設があるような地域は、自動二輪の潜在的需要があるのではないかと捉えており、市営駐車場だけでなく民間の自動二輪駐車場整備も必要	・局所的なニーズを把握するための手法が分からず、附置義務制定を検討する上での課題となっている	・不足に関する市民の声がなく、検討材料がないため、現状では附置義務制定への検討は難しい ・自動二輪の附置義務を制定している自治体について、制定の背景や課題を知りたい

意見交換結果まとめ

<共通>

- 公営駐車場の整備により、駐車需要に対応している地方公共団体が多い。
- 附置義務制定の根拠となる潜在的需要の把握については、**客観的に具体的な不足箇所を把握可能な統計的根拠が**不足しており、詳細の検討を進める上での課題となっている可能性。
- 他の地方公共団体における**附置義務制定を含めた取組施策が分かれば参考になる**という意見も。

<東京都特別区>

- 公営駐車場の整備に加え、各区とも大規模開発行為等における、**開発指導条例・要綱、東京都駐車場条例地域ルール等による誘導**に取り組んでおり、特に大規模開発行為では一定程度の駐車スペースが確保されているとの認識。
- 自動二輪駐車場は**利便性の高い地上にあると効果的**だが、適地の確保が課題。

<政令市>

- 局所的に不足を感じている自治体はあるが、東京都特別区と比べて不足認識は**限定的**。



(対応方針)

- **定量的な駐車需要の把握手法**については、関係団体に聞き取りを行いながら、引き続き手法を検討
- 既に附置義務制定済の地方公共団体を対象に、**制定の経緯や効果等**について深掘りを行い、**事例集に反映**

4. 取組施策等にかかる事例集の作成 (附置義務制定等に関する事例)

取組施策に関する事例(附置義務制度)

○自動二輪駐車場の確保に向けた附置義務制度に関して、駐車場法あるいは独自条例に基づいて制定を行っている事例を紹介する。

①駐車場法により、自動二輪駐車場の附置義務を制定している事例

- ・駐車場法第20条に基づく地方公共団体の条例(附置義務条例)により、特定地区内に一定規模以上の建築物を新築等する場合に、自動二輪駐車場の附置を義務付けている事例
- ・現在の全ての制定都市にあたる**10都市**の事例を紹介

さいたま市	川越市	千葉市	横浜市	川崎市
京都市	大阪市	神戸市	福岡市	那覇市

②駐車場法によらない形で、自動二輪駐車場の設置基準を制定している事例

- (1) 自転車条例内で自動二輪車を自転車等とみなし、自転車等駐車場の附置義務を制定している事例

仙台市	広島市
-----	-----

- (2) 建築物等の開発に関する条例の中で自動二輪駐車場の設置基準を制定している事例

江戸川区	藤沢市
------	-----

※②のケースでは、自転車との合算で設置基準を制定している事例も含む